

富山市民プール中央監視装置等 更新業務プロポーザル要求水準書

1 業務目的

富山市民プール中央監視装置等（以下、「中央監視装置等」という。）は、施設の建設以来、空調設備や水温調整など集中管理するシステムを導入し、運転することで人件費などの費用抑制を図ってきたところであるが、システムが耐用年数を経過し設備の運転状況に不備や不具合を生じる恐れがあることから、中央監視端末を始めとしたシステム全体を再構築し、更新するものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

富山市民プール中央監視装置等更新業務委託

(2) 業務内容

- ①中央監視装置等の設計業務
- ②同上設備機器の制作業務
- ③同上設備機器の更新及び調整業務（取扱説明を含む）

(3) 業務履行期間

契約締結日から平成31年2月28日まで

なお、中央監視装置等の搬入、更新及び調整については、平成31年2月12日から同月25日までを予定しています。

(4) 設置場所

中央監視装置等の設置場所は、富山市民プール（富山市荒川四丁目1番70号）とする。
中央監視装置等の設置位置は「6 添付資料」のとおりとする。

3 業務仕様

(1) 設計業務

添付資料(2)～(6)に示す図と現況が改修等により、一致していないことも考えられるので、必要がある場合には、所管課及び施設管理者と日程調整のうえ、7月9日から7月20日までの期間において、現地確認を行うこと。

①中央監視装置等に関する設計

ア. 中央監視用パソコン及び周辺機器

1式

中央監視装置は、機能分散されたシステムにより各種設備機器の運転・警報監視・各種計測などを総合的かつ効率的に実現すること。

中央監視用パソコンは、汎用パソコンを用いて使用者が用意に監視・操作を行え、安全性、セキュリティ強化を考慮して、OSはWindows等汎用のソフトウェアを使用する。

イ. 中央監視装置等の機能

中央監視装置等の更新については、現在、設置されている中央監視装置等と同等以上の機能を有する装置等に更新すること。

ただし、中央監視装置等本体以外に必要な更新機器（水温センサー類等）や配線も更新するものとし、配線に使用するケーブルは、エコケーブルとする。

②中央監視点に関する設計

ア. 中央監視点

1式

中央監視装置等による監視点については、現状（一覧表に示す）の箇所と同等以上の監視を行えるものとする。ただし、監視点の設定については、所管課及び施設管理者の意見を反映したものとし、増設することも可能なものとする。

イ. 配線作業 1 式

配線設計等については、自由提案とするが、使用する材質は、エコケーブルを使用すること。

③中央監視装置等のシステムグラフィック表示の設計

システムグラフィック表示に必要となる機器の構成は自由提案とし、その表示内容及び操作性については、所管課及び施設管理者の意見を反映した表示内容を構築すること。

ア. 操作性

タッチパネルの採用など、使いやすく、シンプルな構造で、誰でも対応可能なものとする。

(2) 制作更新業務

中央監視装置等の機器の制作においては、品質管理体制を明確にし、納入製品の試験成績書などの書類を提出すること。

機器の更新作業などについては、確実かつ安全に実施するとともに、配線作業については、配線工事並みの品質を保証すること。

また、機器搬入・更新及び調整については、計画書を作成し、所管課及び施設管理者の許可を得た上で実施すること。

(3) 運営サポート業務

① 保守部品については、提案者の自由とするが、障害時に必要と思われる交換部品は、予備品として納入すること。

② 施設管理者からの求めに応じて、操作説明などを納入後、最低1年間無償にて対応すること。また、無償期間終了後の操作説明等に要する年間費用を明記すること。

③ 中央監視装置等において、パソコンを使用する場合のオペレーティングシステム改修や設備更新への対応などに要する費用を明記すること。

④ 保守管理に関する体制、及び平成31年度から15年間の単年度ベースの維持管理（保守点検、修繕経費など）に要する費用を明記すること。なお、保守管理に関する体制の明記、及び維持管理に要する費用の算出の条件は次のとおりとする。

〔保守管理に関する体制〕

緊急時の迅速な対応を考慮し、次の事項について、明記すること。

- ・市内業者の活用の有無
- ・中央監視装置等の保守実績の有無
- ・対応人員
- ・対応時間（土日休日夜間等）
- ・専用連絡先の有無
- ・保守備品の備蓄の有無

〔維持管理に要する費用〕

次の条件を満たし、上記の保守管理体制を保持したうえで、できる限り維持管理項目を細分化し、その内容と費用を明記すること。

- ・中央監視装置等の使用は、年間365日、かつ24時間とする。
- ・中央監視装置等の稼働状況を保守点検管理基準に基づき、点検する。
- ・維持管理の対象範囲はフルメンテナンス範囲とすること。

(4) 独自提案

上記(1)～(3)の提案とは別に、「1 業務目的」を実現するうえで、中央監視装置等の機能向上など、実効性があると思われる附属機器や利用方法を提案すること。ただし、提案限度額の範囲内で実施できるものとする。

4 ドキュメント及び運用マニュアルの整備等

本業務の成果物となるドキュメントのほか、打ち合わせで作成、使用したドキュメント類を整理するとともに、中央監視装置等を適切に運用するためのマニュアルを整備し、保管、保存すること。

また、システムの操作に関するマニュアルを作成し、次のとおり書面にて納入すること。

- ・全体版 3部

・簡易版 利用方法区分ごとに3部（利用方法区分は任意）

5 資料の提出及び説明の協力などについて

必要に応じて資料の作成や根拠資料の提供を求める場合があることから、業務終了後であっても、その求めに応じること。

6 添付資料

- (1) 富山市民プール平面図
- (2) 富山市民プール中央監視装置図1・2
- (3) 富山市民プール自動制御設備 機器表・盤一覧表
- (4) 富山市民プール自動制御設備 バルブリスト
- (5) 富山市民プール自動制御設備 中央監視点一覧表1・2・3・4
- (6) 富山市民プール自動制御設備 フローシート1・2・3・4・5・6・7